

風営法関係の申請等に係る提出書類一覧

	風俗営業・特定遊興飲食店営業許可申請		左同(県内で既に許可を受けている者)		無店舗型性風俗特殊営業開始届		深夜における酒類提供飲食店営業開始届	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
◎申請(届出)書(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則)	風俗営業：第1号 特定遊興：第40号				第25号		第47号	
①営業の方法を記載した書類(同上)	風俗営業：第2号 特定遊興：第41号				第28号		第48号	
②営業所(事務所・待機所)の使用権原を疎明する書類	○				○			
③営業所(事務所・待機所)の平面図	○				○		○	
④営業所の周囲の略図	○							
⑤住民票の写し(本籍又は国籍が記載されたもの)	○	●			○	●	(○)	(●)
⑥法第4条第1項第1号～第10号(法人の役員の場合：第1号～第9号)に該当しないことを誓約する書面	○	●	○	●	↓ <深夜における酒類提供飲食店営業⑤⑧⑨> 静岡県内で現に届出をして他の深夜における酒類提供飲食店営業を営んでいる場合は不要 ↑			
⑦身分証明書(準禁治産者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書)	○	●						
⑧定款の写し		○				○		(○)
⑨登記事項証明書		○				○		(○)
選任する管理者	⑩誠実に業務を行うことを誓約する書面		○					
	⑪上記⑤⑦の書類		○					
	⑫法第24条第2項各号に該当しないことを誓約する書面		○					
	⑬写真2枚(6月以内撮影、無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm・横2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入)		○					
未成年者の場合	理相続人の許可無	⑭被相続人の氏名・住所、風俗営業所の所在地を記載した書面	△		△			
		⑮法定代理人に係る⑤⑥⑦の書類	△		(△)			
	許可有 法定代理人の	⑯法定代理人の氏名及び住所を記載した書面	△		△			
		⑰法定代理人の許可を証する書面	△		△			

風営法関係の申請等に係る提出書類一覧

			風俗営業・特定遊興飲食店営業許可申請		左同(県内で既に許可を受けている者)		無店舗型性風俗特殊営業開始届		深夜における酒類提供飲食店営業開始届	
			個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
ぱちんこ屋等	認定を受けた遊技機を設置しようとする場合	⑱認定通知書の写し			△					
	検定を受けた型式に属する遊技機を設置しようとする場合	⑲検定通知書の写し			△					
		⑳製造業者が作成した遊技機が型式に属するものであることを疎明する書面				△				

- <凡例> ○：必要書類  
 ●：法人の役員に係る必要書類  
 △：該当する場合のみ必要な書類